

学校の防犯マニュアル

～不審者の侵入防止と登下校時の安全確保のために～

横浜市教育委員会

平成15年7月 策定

平成22年3月 改訂

目 次

はじめに	1
第1章 日常における学校の安全管理について	2
1 基本的考え方	2
2 施設管理上のポイント	2
(1) 校門、校舎の管理	
(2) 来校者への案内表示	
(3) 施設の点検整備	
3 日常の対応	4
(1) 安全管理に対する校内の責任体制、執行体制の確立	
(2) いわゆる「空白の時間」対策について	
(3) 受付	
(4) 声かけ	
(5) 見守り、パトロール	
(6) 防犯関係設備、備品の活用	
4 「学校防犯（安全）マニュアル」の作成	7
(1) 作成にあたっての留意点	
(2) 内容の例	
(3) 活用	
5 安全教育、防犯訓練、教職員研修	8
(1) 安全教育	
(2) 防犯訓練の実施	
(3) 教職員の安全研修	
第2章 不審者が侵入した時の対応	10
1 基本的事項	10
2 学校における不審者への緊急対応の例（フロー図）	11
3 チェックと対応	12
第3章 登下校時の児童生徒の安全確保	17
1 日常からの取組	17
2 緊急事態発生時の対応例（フロー図）	19
3 チェックと対応	20
第4章 心のケア	23
1 基本的事項	23
2 学校における平常時の取組	25
3 学校における「心のケア」の実際	26

4	心のケアにあたる際の基本的な姿勢	32
第5章	学校開放時における安全管理対策	35
1	学校開放運営委員会の取組事項	35
2	利用団体も含めた取組事項	35
第6章	保護者、地域、関係機関との連携の強化	36
1	保護者、地域との連携の強化	36
2	関係機関（警察・消防等）との連携	37
3	保護者、地域、関係機関との連携協力に関して参考となる事例の紹介	38

はじめに

平成13年6月に発生した大阪府池田市での児童等殺傷事件は、私たちに大きな衝撃を与え、学校の安全について、その問題の大きさを認識させるものであった。

本市においても、この事件を受け、平成13年8月に「学校の安全管理～不審者の侵入防止と登下校時の安全確保のために～」を作成し、学校における安全管理に努めてきたところである。また、その後、改訂を加え、平成15年7月には「学校防犯マニュアル」を作成し、各学校の安全管理の指針として活用されてきた。

しかし、本市教育委員会として極めて重く受け止めなければならないのは、平成17年1月に、港北区の市立小学校において、男が校舎に侵入し、児童に暴力を加えるという事件が生じたことである。その中では、いわゆる「空白の時間」の問題も指摘されたところである。

さらに、平成17年2月には、大阪府寝屋川市の小学校において、教職員の殺傷事件が発生し、文部科学省ではこの事件を受け、「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告」を取りまとめ、本市においても、学校の安全管理のあり方を見直し、平成17年7月に「学校防犯マニュアル」の全面改訂を行った。

その後、平成21年3月には、登下校時の児童生徒の安全確保や心のケアなどを中心に内容を充実して改訂したところであるが、今回、22年4月の方面別学校教育事務所の設置及びこれに伴う事務局組織の改編等が行われたため、必要な改正を行った。

各学校では、独自の防犯マニュアルを作成し、学校の安全管理に努められているところであるが、今回の改訂を機に、各学校の安全管理を再点検し、学校独自の防犯マニュアルの改訂に活用していただきたい。

平成22年3月
横浜市教育委員会

第1章 日常における学校の安全管理について

～不審者の侵入防止を目指して～

1 基本的考え方

本マニュアルは、学校の安全管理を進める上での基本的事項について列記したものである。

ただし、本市の市立学校には、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校という校種があり、それぞれに応じた特質がある。また、学校には、児童生徒数、規模の違いだけでなく、地形的な条件や、施設条件、さらには地域との関係など、様々な異なった条件がある。したがって、すべての学校において、画一的な一律の安全管理方法をとることはなじまないところがあるのは当然である。しかし、安全管理についての基本的部分については共通のものでもある。

各学校は、それぞれの実情を踏まえた上で、本マニュアルで指摘する事項に沿って安全管理を見直し、最も効果的かつ適切な管理を行っていただきたい。

2 施設管理上のポイント

これまで、学校施設は「学校が活動している昼間の時間帯に、不審者が侵入してくることを防ぐ」という観点では作られてこなかった。また、地域との連携や開放を推進するために、必然的に利用形態が複雑となり、様々な目的を持った多くの人々が訪れる、いわば、学校は、防犯上弱点の多い施設と言えよう。

セキュリティの向上と利便性とは相反する部分も多いが、学校の安全性の確保に向けた管理を行うことが求められている。

(1) 校門、校舎の管理

ア 使用校門の限定

- 使用する校門を限定する。(学校には、正門、裏門等、複数の門があるが、必要性の低い門については常時閉鎖・施錠するなどの見直しを行う。)
- 登下校時に使用する校門についても、箇所数を限定できないか見直す。(児童生徒にとっては、多少遠回りになる場合もあるが、安全管理上、より好ましい方法をとる。)
また、登校終了後の通用門は、1箇所絞る。

イ 校門もしくは校舎の施錠管理（登下校時以外の時間帯）

- 周囲が一定の高さの囲障（いしょう）等で囲まれているなど、校門で来校者の出入

りを管理することにより不審者侵入防止に効果があると考えられる場合は、校門施錠による管理を行う。

○ 囲障が設置されていない場所がある場合、あるいは地域との関係や併設施設の状況等により校門施錠が適さない場合は、校舎玄関・昇降口等の施錠による管理を行う。

- ・ 校門施錠により管理する場合でも、校舎玄関・昇降口等については可能な範囲で施錠管理を行うこと。もしくは、施錠をしないまでも、「閉めておく」ことの徹底を図ること。
- ・ 校舎の施錠は、地震や火災等、非常時の避難も考慮に入れて検討すること。
- ・ 校門施錠、校舎施錠のどちらも困難もしくは適さない場合は、それを補う管理を行うこと。(教職員もしくはボランティアにより、不審者の侵入が想定される場所等のパトロールを行う等)

本市の学校の門扉や囲障は、必ずしも侵入者を防ぐのに十分な高さがあるとは言えない。校門の施錠については、「裏門やフェンスは、乗り越えようと思えば乗り越えられるので、校門を閉める、まして施錠管理をすることには意味がない」といった意見も聞かれる。確かに、フェンス等を乗り越えれば、学校にはどこからでも入ることはできる。しかし、門が開いていれば、侵入の誘因になりうる。また、校門が施錠などされていれば、侵入するために、門やフェンスを乗り越えるというもうひとつの行為が必要になり、一定の抑制効果になる。池田小学校事件の際、正門は閉まっていたが、自動車通用門が開いており、犯人はそこから敷地に入った。裁判で犯人は、「もし自動車通用門も開いていなかったら入らなかっただろう」と語ったといわれる。状況は違うかもしれないが、門扉の管理について考える際の参考にしていただきたい。

ウ その他の場所の施錠

- 倉庫・用具庫や、使用頻度の低い特別教室・会議室等は施錠し、定期的に点検すること。

(2) 来校者への案内表示

ア 通用門の位置を案内表示すること。

初めての来校者は、学校のどちら側に回ったらよいか、どの門から入ればよいか分からない。

イ 通用門から玄関（受付）までの案内表示をすること。

学校の施設状況によっては、通用門と玄関（受付）が離れているなど、その間の動線がわかりにくい場合もある。

「学校安全チェックリスト」の点検結果では、多くの学校が「来校者に対して、通用門等が見えやすい場所に受付場所や通行順路を明示しているか」の問いに「YES」と答えている。しかし、実際に行ってみると、初めて訪れた者には非常に分かりにくく、表示が不備な学校も多いようだ。自らが初めて訪れた者であると想定して、再度点検してみる必要がある。

(3) 施設の点検整備

- ア 門扉、囲障、窓、施錠設備、外灯等の設備について日常的に点検し、必要な補修を行うこと。
- イ 死角の原因となる障害物の排除などにより、敷地内の視界をできる限り確保すること。(廃材の片付け・下草刈り・樹木の剪定等)

3 日常の対応

(1) 安全管理に対する校内の責任体制、執行体制の確立

- ア 校長、副校長、教務主任、防犯・防災担当等、安全管理に対する責任体制を整理し、平常時、緊急時それぞれの役割分担を明確にしておくこと。
- イ 教職員（教員、学校事務職員、学校栄養職員、学校用務員、学校給食調理員等）が安全管理について共通の意識を持ち、それぞれの役割の中で相互に協力する体制を作ること。
特に、緊急時の役割については、一部の教職員が不在でも機能するように、複数で担当するなどの工夫をすること。
- ウ コミュニティ・ハウスや保育園等、併設施設が設置されている学校では、学校側の安全管理方法や執行体制等を施設側に説明するとともに、総合的な安全管理のあり方について協議し、相互に連携を図ること。
- エ 複数の校種が併設されている場合については、それぞれの学校の実情を共通理解した上で、相互に連携した安全管理を進めること。

(2) いわゆる「空白の時間」対策について

- ア 児童生徒の登校開始前に、校内の安全確認を行った上で、児童生徒を入れること。
- イ 登校時に、教職員等が通学路や校門等で安全見守りを行うこと。
- ウ 校門の開錠や開門の時刻を、児童生徒や保護者に対して明確に周知すること。
また、登校時間の厳守について、児童生徒への指導を徹底すること。

エ 早朝練習等を行う場合は、必ず教職員が立ち会うこと。

(3) 受付

どのような場所でも、受付で身元を明らかにし、用件と訪問先を述べることは社会常識である。「受付で手続きをする必要があること」を示すことは、学校で安全管理が行われていることを示すことでもある。

ア 校門もしくは玄関で、インターホンその他の方法により、来校者の確認を行うこと。

イ 職員室や玄関等に受付場所を設定し、受付簿へ必要事項の記載を行わせるなど、来校者のチェックを行うこと。

ウ 来校者に名札を着用させるなど、受付を通過した者であるか否かが判別できるようにすること。

(できれば、バッジなどよりも、首から提げる名札のようなものの方が、後ろから見てもひもで着用の有無を識別できることから、好ましい。)

エ 受付簿への退校時間の記入や、名札の確実な回収など、学校に滞在している人の把握を徹底すること。

オ 来校目的がはっきりしていない、態度に不審な点がある、大きな声でクレームをつける等の場合の対応方法について、教職員間であらかじめ決めておくこと。

(応対場所、複数人で対応する必要がある場合の対処方法等)

(4) 声かけ

日常的に行われる来校者に対する「声かけ」が、不審者発見のための、最も有効かつ基本的な対応である。

ア 教職員は来校者に対して、あいさつや声かけを積極的に行い、用件確認や行き先案内を習慣化すること。

イ 来校者に声かけをする場合、次の点に留意すること。

- ・ 用件が答えられるか、また、正当なものか。
- ・ 保護者なら、子どもの学年、組、氏名が答えられるか。
- ・ 教職員に用事がある場合は、氏名、学年、教科等の担当が答えられるか。

ウ 教職員は、特に、名札等を着用していない者に対して用件を確認し、受付が未了であれば受付に立ち寄ること、名札を着用することについて指示すること。

学校安全チェックリストの「教職員が来校者への挨拶や声かけを励行し、その氏名や来校目的を尋ねるとともに、持ち物や言動により不審者かどうかの判断ができるようにしているか」の問いに対し、多くの学校が「YES」としている。しかし、個々のケースを見た場合、実際には声かけが行われていない場合も多いのではないだろうか。来校者に対する声かけが確実に履行されているか、今一度見直してみる必要がある。

池田小事件では、侵入後、敷地内を校舎に向かった犯人は、途中で一人の教員とすれ違っていた。その時、教員は、行事のために来校した関係者と思い、会釈しただけで終わっている。池田小の関係者は「行き先を確認することの大切さを痛感している」と述べている。

声かけは、特別のことではなく、日常の教職員の活動の中で「やるか、やらないか」の問題である。「できない」もしくは「やりにくい」という状況があるとすれば、その原因や解決策を教職員で話し合う必要がある。それが安全管理上の問題点の明確化につながるかもしれない。

(5) 見守り、パトロール

ア 教職員等により、必要に応じて校内巡視を行うこと。

イ 授業と授業の間の休憩時間や昼休みにおいて、教職員は教室やその周辺で過ごすようにすること。

(児童生徒との距離が近づき、相談を受けやすくなる、様子が観察できる等の効果が期待できると同時に、不測の事態が生じたときの対応にも即応が可能となる。)

ウ 必要に応じて、校外（特に学校周辺）の巡視を行うこと。

(特に、校門付近や外周に、人が乗った自動車が長時間駐車している場合などに注意する。侵入の下見や、児童生徒に対するわいせつ目的の覗きなどの可能性もある。)

(6) 防犯関係設備、備品の活用

ア 緊急時校内連絡システムのペンダント型リモコンについては、常に教職員が携帯するなど、非常時に迅速かつ効果的に使用できるようにすること。

また、定期的に訓練で使用し、その使い方に習熟しておくこと。

イ 防犯カメラのモニターを、意識的に確認すること。

何らかの変化があった場合は見逃さず、対応すること。

4 「学校防犯（安全）マニュアル」の作成

学校独自の安全管理のためのマニュアルを作成する必要がある。

これは、安全管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、安全管理に対する教職員の共通理解や、資質・能力の向上等にも資するものである。

また、一度作成したら終わりではなく、適宜、見直しを行うこと。

（１）作成にあたっての留意点

ア 各学校の実情（校種による特質、規模、物理的条件、地域との関係等）を基にして作成すること。

イ すべての教職員が参画して作成する。管理職や安全担当だけで作成しないこと。見直しの場合も同様とする。

ウ 保護者や地域住民とも意見交換を行うこと。

（２）内容の例

ア 施設管理のあり方

イ 日常的な安全対策（すべきこと、役割分担）

ウ 不審者侵入時の具体的な対応

- ・ 役割分担
- ・ 対応の心得
- ・ 不審者に意味を悟られないようなサインの出し方（校内放送も含む。）

（３）活用

ア マニュアルが機能するように、訓練を実施する。

イ マニュアルを用いて、保護者や地域住民と意見交換を行う。

ウ マニュアルを活用した研修の実施

エ 以上の取組を通じて得られた課題を基に、より効果的なものに改善すること。

マニュアルの作成・見直しにあたっては、この「学校の防犯マニュアル」を参考にするとともに、次を参照されたい。

文部科学省

「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告」
平成17年 3月
「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」
平成17年12月
「学校の危機管理マニュアル」
平成19年11月

神奈川県教育委員会

「学校の安全管理マニュアル作成のための手引き」
平成17年 3月

5 安全教育、防犯訓練、教職員研修

(1) 安全教育

学校内や登下校時のみならず、学校外での行動を含め、あらゆる場面で、危険を認識する能力、危険に極力遭遇しないようにする注意力、危険な状況を回避するための判断力・行動力を養うことが大切である。

ア 安全に関する教育の実施

これまでに配付している「防犯チェックシート」(平成18年1月)、「安全教育のヒント」(平成19年3月)、「安全教育(防犯・防災)実践事例集」(平成20年3月)、「**安全教育指導モデル**」(平成22年1月)等を参考としながら指導すること。

イ 具体的場면을想定しての指導

危険には、不審者侵入・登下校時など様々な場面がある。そうした具体的場면을想定して、日常的に指導しておく必要がある。

(不審者侵入に関しての指導の例)

- ・世の中には、子どもに危害を加える人が存在すること。
- ・学校内に不審者が侵入する可能性があるということ。
- ・校舎内外で単独で行動しないこと。(特に、死角となるような場所に対する注意)
- ・侵入者についての情報を近くにいる教職員の誰かにすばやく伝えること。
- ・教職員からの指示があった場合は、それに従うこと。
- ・教職員が近くにいないければ、侵入者から遠ざかる方向に逃げる。仲間にもその方向を伝えること。
- ・大きな声を出して、危険を知らせること。
- ・逃げる途中で出会った教職員の指示に従うこと。

(2) 防犯訓練の実施

現在でも、学校では不審者の侵入を想定した避難訓練などに取り組んでいるが、下校時や下校後の遊戯中などにおいて、大人の目が行き届かない時に被害に遭っており、今後においても、児童生徒自身が危機回避できる能力を更に身につけられるよう重点を置いて訓練等を実施していくことが重要である。

ただし、児童生徒に無用な恐怖を与えるようなことのないよう、配慮しなければならない。

訓練の実施にあたっては、所轄の警察署や神奈川県「くらし安全指導員」などの協力を得ることも大変有効である。

(3) 教職員の安全研修

学校内で継続して、安全対策について教職員間で話し合うこと（学校防犯マニュアルの作成・見直しなど）自体が研修効果も併せ持つものであり、各学校は積極的に取り組むこと。

また、教育委員会で行う集合研修や、他の機関による安全に関する研修の機会に、積極的に参加すること。

第2章 不審者が侵入したときの対応

不審者の侵入には様々なケースが考えられ、対応方法もケース・バイ・ケースとならざるを得ない。ここでは、基本的事項と配慮すべきポイントを示す。

1 基本的事項

(1) 児童生徒の安全確保を最優先する。

児童生徒が危機にさらされている場合は、当該危機から脱出させることを第一に考える。

また、児童生徒の安全確保のために、そのままの場所にとどめるほうが良いのか、別の場所に避難すべきか、判断し、即応する。

(2) 教職員自身の安全を守る。

児童生徒の安全確保に加え、教職員自身の身の安全の確保を行うことは当然である。ここで特に重要となることは、一人で対応するのではなく、複数の教職員で対応することである。

様々な場面を想定したうえで、どのように他の教職員と連携が取れるかを検討し、教職員間で共通の認識を持つ必要がある。

(3) 一刻も早く警察に連絡する。

不審者の身柄の拘束は警察に委ねる。少しでも危険が想定される場合は、一刻も早く警察（消防）に連絡すること。

結果的に、通報するまでもないような案件であったという場合もあるが、それを心配して通報が遅れるということがないようにする（空振りであってもかまわない）。

また、危機的な混乱した状況の中では、警察や消防に連絡したのかどうか不明な場合もありうる。「たぶん連絡しただろう」ではなく、「重複してもかまわない」と心がけること。

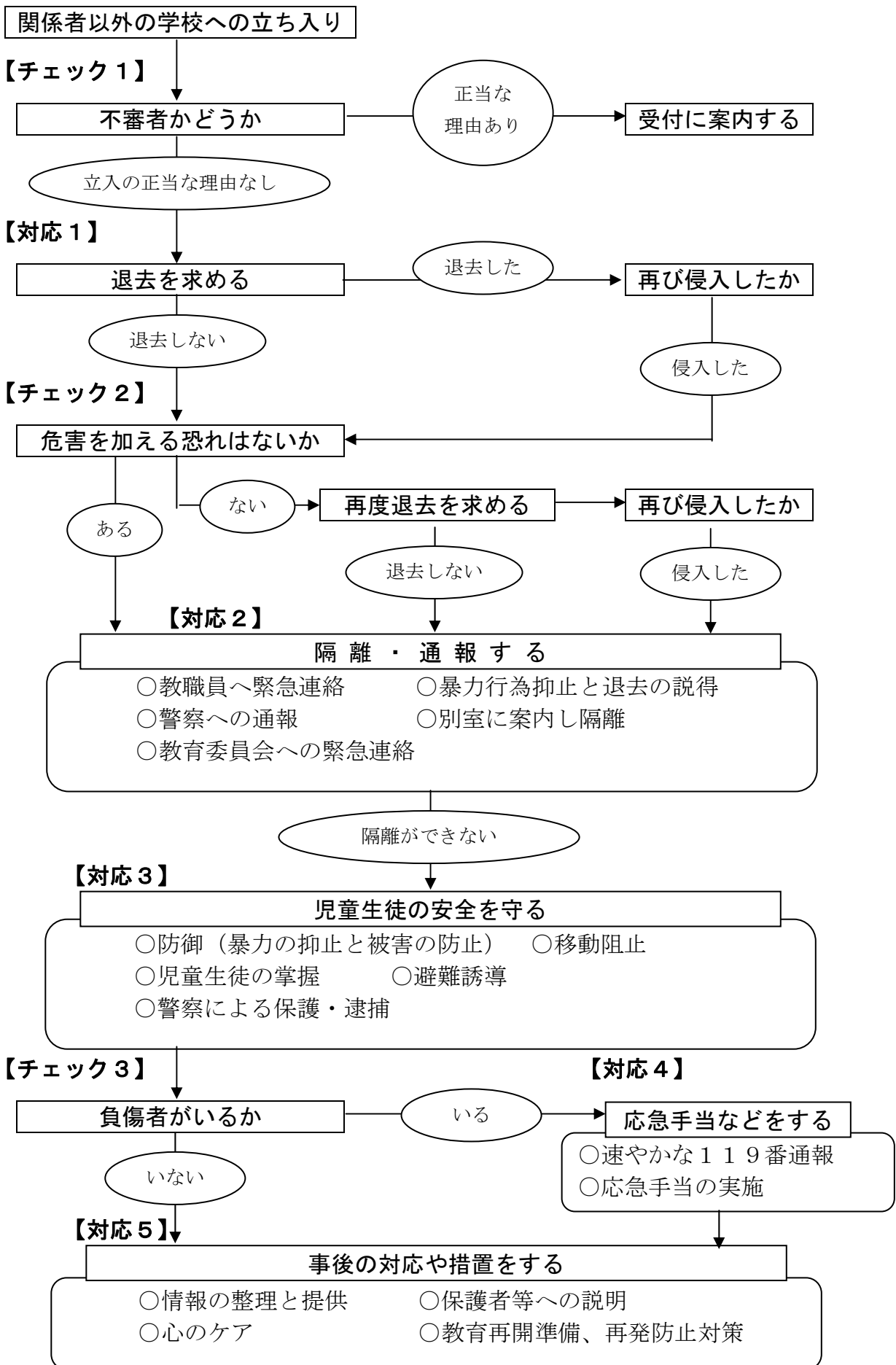
現在、各学校には、「さすまた」などの防犯器具が備えてある場合が多いが、これらについては、真にやむを得ない場合を除き、あくまで児童生徒を不審者から遠ざけるための不審者のけん制や、自らの身を守るという目的での使用を心がけること。教職員は、警察が駆けつけるまでの間、いかにしのぐかである。

具体的な対応については、各学校で様々なケースを想定したシミュレーションを行い、それに応じた訓練を実施することが重要である。

また、その際には、所轄の警察署や神奈川県「くらし安全指導員」などの専門機関の協力を得て行うことも効果的である。

※ 以下、「2 学校における不審者への緊急対応の例」「3 チェックと対応」については、文部科学省「学校の危機管理マニュアル」から、本市において有効と考えられる部分を抜粋して記載した。

2 学校における不審者への緊急対応の例



3 チェックと対応

■ チェック1 不審者かどうか

不審者かどうかのポイントは、前章で触れたように、「受付」時の対応、「声かけ」した際の対応で判断する。

なお、声をかける前に不審を感じるような場合は、一人で対応せず、複数の教職員で対応すること。さらに、危険を感じるような場合にあっては、警察への通報を行う。

□ 対応1 退去を求める

- (1) 不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。
その際、不審者に知られないようなサインや暗号を決めておく。
場合によっては、校内緊急時連絡システムを使用し、職員室に知らせる。
(日ごろから、いくつかの状況を想定した訓練を実施しておく。)
- (2) 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。
その際、相手に近寄りすぎない。(最低1 mから1.5 mは離れること。)
- (3) 次のような場合は、不審者として、警察へ通報する。
 - 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - 退去の説得に応じようとしない。
 - 暴力的な言動をする。
- (4) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。
- (5) 再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を見る。
- (6) 警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。

■ チェック 2 危害を加える恐れはないか

(1) 所持品に注意する

- 凶器を所持していたら、直ちに警察へ通報する。
- 不審者が興奮しないよう、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

(2) 次のような言動がないか注意する

- 暴力を行使しようとする。
- 静止を聞かず興奮状態である。
- 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言ったりしている。

□ 対応 2 隔離・通報する

(1) 別室に案内し、隔離する。

別室（校長室、応接室、技術員室、空部屋等、適当な部屋を決めておく）に案内し、隔離する。

不審者を先に奥に案内し、対応者は身を守るため後から入り口近くに位置し、扉は開放しておく。対応は複数の職員で行う。

警察への通報が必要な場合は、サインを決めておく。

(2) 暴力行為抑止と退去の説得をする。

(3) 警察、教育委員会に通報するとともに、教職員に周知する。

周知に際しては、校内放送を使用することが最も手早いと思われるが、不審者への影響や、児童生徒への影響を考え、あらかじめ教職員間で放送の文例を決めておく。

例えば、「2号会議室で会議を始めます。」と放送があった場合は、不審者対応を応接室で行っている旨の連絡である、と決めておく。また、そうした取り決めは、各学校の防犯マニュアルに記載しておく。

□ 対応 3 児童生徒の安全を守る

(1) 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

児童生徒から注意をそらさせ、不審者を児童生徒に近づけないようにすることで、被害を防止しながら、警察の到着を待つ。

- 応援を求める。
 - ・大きな声を出す。
 - ・緊急時校内連絡システムを活用する
- 身近なもので不審者との距離を取り、移動を阻止する。
 - ・机 ・イス ・さすまた

(2) 児童生徒を掌握し、安全を守る

- 授業時間中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。

他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導を依頼する。

- 授業以外の場合は、あらかじめ分担した者が担当場所で安全を守る。
- 教職員、全校に緊急連絡を行う。

(3) 避難の誘導をする

- 教室等への侵入可能性が低いなど、緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、児童生徒を教室等で待機させる。
- 教室等への侵入の恐れがある場合には、児童生徒と不審者の間に教職員が入り、両者を引き離し、児童生徒を職員室など大人の居る場所に避難させる。
- 避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童生徒が避難できるよう訓練しておく。

■ チェック 3 負傷者がいるか

不審者の侵入は、授業中だけではなく、休み時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生する恐れがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要がある。

(1) 負傷者がいるかどうか把握する

- 授業中は、授業担当者が把握して報告する。
- 休み時間や放課後などは、教職員があらかじめ決めておいた担当の場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- 周辺の地域の民家などに避難していないか、担当者が周辺を回るなどして確認する。
- 全員を集合させ、怪我をしていないか把握する。校舎内外、学校周辺を担当者が巡視する。

(2) 情報を集約する

- 職員室や事務室などで、情報を集約する場所、担当者を決めておく。
- 安否確認の総括責任者を決めておき、確認を進める。
- 登下校や地域で犯罪被害にあったり、あいそうになったりしたときの情報収集方法について、保護者、児童生徒、地域、関係機関との連携の仕方を検討し、あらかじめ調整しておく。

□ 対応 4 応急手当などをする

- (1) 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施、救急車の要請を行う。
- (2) 救急搬送する場合は、教職員が付き添う。

□ 対応 5 事後の対応や措置をする

- (1) あらかじめ定められた役割分担に従い、事後の対応・措置を行う。
- (2) 情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、提供する。
特に、報道機関との対応については、窓口を管理職に一本化し、正確な情報を伝えていくことが必要である。
- (3) 速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
 - ・ 客観的な事実
 - ・ 教職員が取った対応
 - ・ その際の児童生徒の様子と、今後予想される子どもたちの状況
 - ・ 学校再開へ向けての対応
 - ・ 保護者や地域への依頼等について、プライバシーの保護にも配慮しながら伝え、保護者や地域からの質問・

要望については傾聴に努める。

- (4) 事件・事故後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。
問い合わせが殺到し、電話が使用できなくなることも予想される。携帯電話等の利用も考える。
- (5) 侵入事件が発生し、不審者が保護・逮捕され、あるいは学校外に退去した場合でも、児童生徒に不安や恐怖が残っている場合は、下校時に教職員が引率したり、学校で保護者に引き継ぐことが必要である。また、保護者に引率や巡回の協力を依頼するなどの対応も必要である。
また、不審者が退去もしくは逃亡した場合などは、近隣の学校等に情報提供を行うこと。
- (6) 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策を実施する。
- 児童生徒、教職員の心のケア
第4章「心のケア」を参照のこと。
 - 学校の安全管理体制の再構築
マニュアルや役割分担、来校者対応などの見直し・改善が必要である。
 - 施設、設備の点検と補修
児童生徒に事件を連想させる箇所や、事件を引き起こす契機となったような施設・設備については、早急な改善を図ることも必要である。
 - 保護者会等の開催
保護者会等を開催し、今後の安全管理について方針を説明するとともに、保護者や地域との連携・協力について理解を求めることが必要である。
- (7) 以上については、教育委員会に適時状況を報告し、十分な連携をとって進めること。

第3章 登下校時の児童生徒の安全確保

1 日常からの取組

(1) 通学路の安全確認、安全点検

ア 可能な限り安全な通学路を設定し、定期的に点検を行うこと。

イ 人通りが少ない場所など危険箇所を把握し、保護者、地域、警察などの関係者の間で共通認識を得ておくこと。また、児童生徒に対しても学習の場などを通じ、周知すること。

(2) 児童生徒の安全管理の徹底

集団登下校、複数下校など、児童生徒を極力一人にしないという方針のもと安全な登下校方策を実施すること。

特に、全国的に見ても下校時に被害に遭っていることや不審者情報も多く寄せられていることに留意すること。また、低学年の児童については、例えば保護者や地域の方々の協力を得て交代で同伴するなど、その安全が確保できるよう取組を進めること。

(3) 危険予測・回避能力を身につけさせるための防犯指導の推進

県くらし安全指導員等の協力を得て、児童生徒自らが通学路安全マップを作成する取組や具体的な場面を想定し、ロールプレイングの手法を活用した防犯教室を実施することが有効である。

また、次のようなことについて、事前に児童生徒に対し、日ごろから指導を徹底しておくことが必要である。

- 登下校等はできるだけ複数で、人通りの多い所を通行すること。
- 誘拐やわいせつ行為などの手口には様々なものがあること。(例えば「手伝ってほしい」と言って近づく等)
- 不審者に遭遇したら、自分が危険であることを伝えるため大声を出す(防犯ブザーの活用)などして、できるだけ早く近くの大人に伝えること。
- 「子ども110番の家」が近くにある場合は、そちらに逃げる。あるいは、コンビニエンスストアや商店など、大人が常駐している場所へ逃げ込むこと。
- 近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向に逃げること。
- 安全な場所まで逃げたら、警察署、家、学校へ連絡・通報すること。近くに大人がいれば事情を話し、協力を求めること。
- 余裕があれば、不審者の特徴や、不審者が自動車等に乗っていればそのナンバー等を記憶、記録しておくこと。

(4) 情報の収集と発信

ア 「ピーガルくん 子ども安全メール」の活用

県警では、平成20年10月から誰でも登録すれば、声かけや不審者などの情報を電子メールで受信できるサービスを提供している。これらの情報を学援隊等の見

守り活動など児童生徒の安全確保に役立てること。

＊神奈川県警察のホームページから登録できるようになっている。

イ 学校警察連絡協議会との連携

学校警察連絡協議会を通じて情報交換に努めるとともに、不審者情報や事件情報については、迅速に的確に把握し対応を図ること。

(5) 家庭、地域との協力関係

ア 保護者や地域と連携した見守り活動の実施

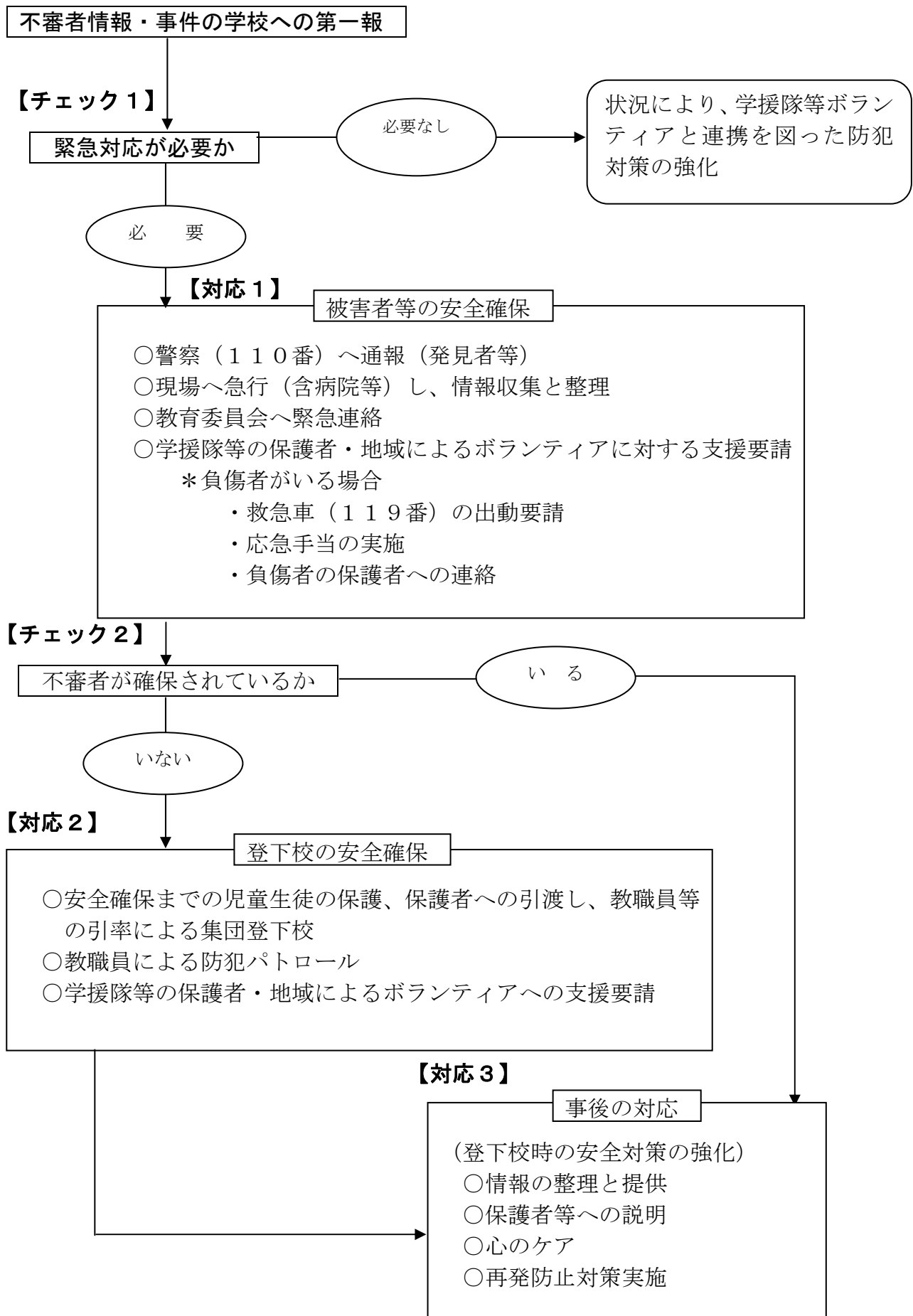
学援隊等保護者や地域の方々の協力を得て、登下校時の見守りや通学路のパトロールを実施することが重要である。

イ 「子ども110番の家」等

その存在や利用の仕方について、学区地図等を用いた所在確認などにより、児童生徒に周知徹底する。

学校においては、「子ども110番の家」等の増設が図られるよう、関係各方面に働きかけるとともに、日ごろから該当の家等を訪問し、情報交換を実施することも大切である。

2 緊急事態発生時の対応例



3 チェックと対応

■ チェック 1 緊急対応が必要か

不審者情報には、近隣の地域での情報、重大事件から誤報、また、現在進行中のことから数日前の出来事など様々な情報が学校に寄せられる。

第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない情報かどうか判断する必要がある。

(1) 第一報で把握したい情報

- いつ、どこで、誰に、どんなことが起こったか。
- 警察（110番）に通報したか。
- 負傷者はいるか。
- 周りに他の児童生徒はいるか。

(2) 緊急対応が必要かどうか見分けるポイント

例えば、次のような状況が続いており、児童生徒の安全が確保されていない場合、緊急対応が必要。

- 凶器を持った不審者が、通学路の近くでうろついている。
- 登下校中の児童生徒が、不審者に襲われ、けがをした。
- 不審者が、登下校中の児童生徒に声をかけ、連れ去ろうとしている。
- 学校区内や周辺で、凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

* 緊急対応が必要でない場合でも、状況に応じて、学援隊等のボランティアと連携を図った防犯対策の強化や登下校時の安全について、学年に応じた安全指導を行うことが望ましい。

□ 対応 1 被害者等の安全確保

緊急対応が必要と判断した場合、予め決めておいた役割分担に基づき、具体的な対応を行う。

(1) 警察に通報されていない場合は、「110番」通報する。

(2) 現場（含病院等）に急行し、情報収集と整理を行う。

ア 児童生徒（周辺の児童生徒含む）や不審者の現状、対応状況等について情報の収集整理を行う。

- 周辺の店や民家などに避難している児童生徒の有無
- 不審者の状況
- 現場では誰がどのような対応をしたか
- 負傷者が病院に搬送されていれば、病院に急行し、負傷者の氏名、状況等を把握
 - * 現場と学校で連絡を取り合うこと。

イ 仮に、不審者が近辺にいると考えられる場合は、警察が到着するまでの間、児童生徒の安全を確保する。

- (3) 教育委員会へ緊急連絡を行う。
- (4) 学援隊等の保護者・地域によるボランティアに対して、支援を要請する。
- (5) 負傷者がいる場合には、応急手当の実施、緊急通報や保護者への連絡を行う。

ア 救急車の要請をしていない場合は、「119番」通報する。

イ 負傷した児童生徒の保護者に、負傷状況や搬送先の病院などを連絡する。

■ チェック2 不審者が確保されているか

不審者が確保されていない場合、登下校時の児童生徒に被害が及ぶ危険性も考えられるため、被害者等の安全確保を行った後、警察に対し、不審者が確保されているか確認を行う。

警察に確認するポイントとして、

- 不審者が確保されているか
- 確保されていない場合、登下校中の児童生徒に被害が及ぶ危険性があるか。
- どの地域で危険性があるのか。
- 学校への指示等があるか。

□ 対応2 登下校の安全確保

警察情報をもとに、不審者が確保されていなく、登下校の安全確保のための緊急対応が必要である場合は、児童生徒の学校での保護、学援隊等の保護者・地域のボランティアと連携しての防犯パトロールや児童生徒の引率などの対応が考えられるが、これらのことは、警察と相談しながら進めること。

- (1) 安全確保までの児童生徒の保護、保護者への引渡しや集団登下校を行う。
 - 児童生徒の現在の状況（登校中、下校中、登校前、帰宅後など）を把握する。
 - 登校前であれば、必要に応じて自宅待機させる。
 - 下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる。
 - 児童生徒だけでの登下校が難しい場合は、保護者への引渡し、教職員や学援隊等保護者・地域のボランティアの引率による集団登下校を行う。
- (2) 登下校中の場合などは、教職員による防犯パトロールの実施、学援隊等の保護者・地域のボランティアへの防犯パトロールの協力要請を行う。
- (3) 学校警察連絡協議会等を通じての近隣校等への情報提供を行う。

□ 対応3 事後の対応

事態が収束した後、その事態の発生要因を分析し、事態への対応を見直すことによって、日頃の対策と緊急対応を改善し、登下校時の安全対策の強化を図る必要がある。

また、保護者等への説明、児童生徒への心のケアを適切に行う必要がある。

(1) 情報の整理と提供、保護者等への説明

事態に関する情報の整理を行い、保護者等への説明を実施する。

(2) 児童生徒への心のケアの実施

第4章「心のケア」を参照し、児童生徒への心のケアを実施する。

(3) 再発防止対策の実施

○通学路の安全点検を実施するとともに事態の発生原因を分析する。

○原因に対して、対応策を検討する。

○対応策については、学援隊等保護者・地域のボランティア、警察等の関係機関の協力も視野に入れること。

第4章 心のケア

「心のケア」は、学校管理下であるかどうかを問わず事件・事故が起こってしまった際の、子ども、保護者、そして教職員への心理的な支援の総称である。教職員が日ごろから、まさかの時には「心のケア」が必要だと認識していることが、早期支援につながる。身体的なケガの大きさに注目が向き、つい後回しになりがちな「心のケア」であるが、心身両面のケアが子どもたちの心的外傷からの回復をより確かなものにするようになる。また、常に子どもを中心とした心の健康について意識を高め、状況を把握しておくことは、「心のケア」にとって重要な意義があり、「リスク回避（ハイリスクな児童生徒への的確な支援による二次被害の防止）」への大きなより所となる。

本章の「心のケア」については、基本的には震災等自然災害が起こった際の「心のケア」と同様な配慮が必要であり、「横浜市学校防災計画」に記載された内容を参照して確認することが求められる。

- * 「ハイリスク」とは、事件や事故をきっかけに、激しい動揺が起きたり、不安から精神の安定が図れない、また事件や事故の後に被害を増大させる外部からの二次被害がありうるなどの可能性が高い状況を表わす。支援をする教職員は、特定の児童生徒だけではなく、誰もがハイリスクな状況になる可能性があることを理解する必要がある。

1 基本的事項

(1) 事件と児童生徒への心理的影響

ア 考えたくない現実

大阪池田小事件（平成13年6月）、佐世保市小6殺傷事件（平成16年6月）、寝屋川市小学教師殺傷事件（平成17年2月）などは、いずれも、連日全国のトップニュースとなるような、学校管理下の事件・事故である。複数の子どもたちが死亡したり怪我をするなどの直接被害を受け、多くの子どもたちが惨劇を目撃し、衝撃が学校全体、保護者、地域社会にまで波及した事案である。これほどではなくても、子どもが事件の被害に遭うということは毎日のように発生している。

イ 辛い状況を乗り越える方法を経験から学んでいる大人にとっても、児童生徒が対処困難な出来事に直面したとなると、その心理的な影響を大きく受けるだろうことは想像できる。

事件の被害を体験したとき、子どもたちは、身体の外傷だけでなく心の傷（トラウマ）も受ける可能性がある。周囲の大人たちがこれを認め、目をそむけずに現実に向かい合うことが、子どもの心の傷の回復への第一歩となる。

ウ 主な心理的な被害の例

①トラウマ（心的外傷）

トラウマとは、その時の「恐怖と戦慄」の記憶が焼き付いてしまい、本人の意志ではコントロールできない形で、勝手にその時の体験の記憶が蘇ってきたりすることなどを言う。怖い出来事を目撃する体験もトラウマになることを忘れてはならない。トラウマになる程度は、かなり個人差がある。

②死別体験（悲嘆）

わが子を失った親の悲嘆はどれほどのものか。それが不慮の死であればなおさらである。後悔と自責の念に苛まれ、しばしばやり場のない怒りが自分（内側）と周囲の人（外側）へ向いてくる。時には、抑うつ状態からうつ病に移行することもある。

【死別体験とトラウマ】

長期入院していた同級生が亡くなった場合は死別反応（悲嘆反応）である。逆に、全く知らない他人が殺されるのを目撃してもトラウマとなりえる。死別の悲嘆とトラウマは異なるが、同時に体験する場合も少なくない。

（２）心のケアの意義

ア 心のケアとは、一般的には危機的事態に遭遇したために発生する心身の健康の様々な問題を予防すること、また、その回復を支援する活動の総称である。

イ 心のケアでは、急性ストレス反応に対応したり、外傷後ストレス障害の発症を予防することが重要な課題となるが、危機的事態に遭遇した人々の様々なストレス反応や精神的な混乱からの回復、喪失体験の克服や生活再建への心理的援助なども含まれる。

ウ 心理的支援は、人間が本来もつ治癒力・回復力を引き出すことに主眼がおかれ、身体的・精神的・生活的な問題の解決を支援し、肯定的な生活や人生を送れることを目指す。

（３）心のケアと学校の役割

ア 災害等と同様に、自分が今まで経験しなかったような事件・事故の被害を体験した児童生徒にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じさせてくれる大切な場所であり、安心感・安全感を与えてくれる場所である。

そのため、児童生徒が生活時間の多くを過ごす学校の果たす役割は重要である。

イ 児童生徒が事件・事故後の辛く、不安な時期を乗り越えるために、学校の教職員や保護者、周囲の大人が心のケアについて正しい知識を持ち、児童生徒の傷ついた心を理解し、適切な対応をしていくことが、児童生徒自身の自己回復力を支援することになる。そうした力に支えられて、児童生徒は、少しずつ安定した状態にもどっていくことができるのである。

ウ 「心のケア」における学校の役割は、日常のつながりからの信頼感や安心感という視点で、子どもや保護者にとって重要なものとなるが、事件・事故の内容によっては、起こった際の「心のケア」に関して、カウンセラー等心理の専門家を含めた支援が必要となる。そこで、以下に示すような教育委員会（人権教育・児童生徒課）との連携の中で、専門家を交えた「心のケアにおける緊急支援チーム」との協力体

制づくりを考える必要がある。

(4)「心のケア（心理的な支援）」が必要な例

ア 学校管理下で起こる問題

部活動中の事故等による子どもの死やケガ、いじめ、教師による不適切な指導、体罰、暴言、わいせつ行為、教室における怪我、性暴力被害、不法侵入など

イ 学校管理外で起こる問題

子どもの死（子ども同士で遊んでいた場面での事故、交通事故、自殺など）、事件・事故の目撃、変死者の発見、性暴力被害など

ウ 家庭に関わる問題

自殺、保護者や家族の死、事件・事故による死など

エ マスコミ対応等に関する問題

新聞・テレビ等の強引な取材や過剰な報道、正確ではない情報の流布（インターネット、メール）など

2 学校における平常時の取組

(1)「心のケア」計画策定（防災計画とともに作成することが望ましい）

各学校においては、事件・事故が起こった際の心のケア活動を円滑に進めるため、あらかじめ防犯対策の一環として「学校防犯計画」のなかに、心のケアについて日常の教職員研修計画や心のケア活動推進体制を定めておくことが重要である。

策定にあたっては、教育委員会（[人権教育・児童生徒課](#)）、カウンセラー（学校カウンセラー、スクールカウンセラー）など関係者と十分協議することが大切である。

このような心のケア計画を策定し、日頃から、準備を重ねておくことによって、事件・事故が起こった際に、児童生徒の心の状態をいち早く把握し、的確な対応策を講ずることができる。

(2)「心のケア」についての校内研修実施

ア 学校においては、派遣されているカウンセラーの指導・助言のもとに、児童指導担当教諭、生徒指導専任教諭や養護教諭などが中心となって、年間研修計画に基づき、小グループによる心のケアの研修を数回開催することにより、教職員全員が、少なくとも必ず年1回は、校内研修を受講できるしくみを構築するなどの工夫を図る必要がある。

イ 研修にあたっては、心身の健康調査などアンケート調査結果をどのように活用して、対策を講じていくのか、また児童生徒や保護者へのかかわり方など、具体的・実践的な研修を行っておくとよい。

ウ 校外研修への積極的な参加など工夫を図ることも大切である。

(3) 「心のケア」についての体制整備

- ア 日ごろから、児童生徒の心の健康問題について、早期の問題発見や適切な対応が可能となるよう、教職員の共通理解とチームワークを図っておくことが大切である。
- イ 日ごろから、プライバシーが守られるような相談活動の場を確保し、児童生徒、保護者が安心して相談できる体制づくりに留意しておくことが大切である。

(4) 児童生徒等の「心のケア」に関する状況の把握について

- ア 学校は、児童生徒の心のケアに関する情報をあらかじめ収集しておく必要がある。事件・事故が起こった際の「二次被害の防止」に向けて、事前の情報が「リスク回避」につながる重要な視点となることが多い。
- イ 学級担任の日ごろからの健康観察や教育相談はもちろん、児童指導担当教諭、生徒指導専任教諭や養護教諭などを中心に全教職員が、児童生徒の心理的な状況を具体的に把握し、事件・事故が起こった際に活用できるようにしておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携

日ごろから、児童生徒指導や保健指導、医療対応、また研修の機会等を通じて、教職員は、教育委員会（人権教育・児童生徒課）、区福祉保健センターや児童相談所など専門機関との連絡相談体制を密にし、児童生徒を支えてくれる人々とのネットワークを築く工夫を図ることが大切である。

3 学校における「心のケア」の実際

事件・事故に巻き込まれた際の子どもの心のケアの基本的理解

事件・事故が起こった際には、その状況、内容、被害程度などに応じて、直面した児童生徒の心理的な「恐怖と戦慄」、強いストレスや不安などにより、種々の心身の不調が生じる。そのため、事件・事故の発生直後から、早期に心のケアが必要となる。

このような児童生徒の状況に適切な対応を行うためには、教職員が、あらかじめ児童生徒に現れる心身の不調の特徴を十分理解しておくことが大切である。

また、事件・事故の内容によっては、「心のケア」に関して、カウンセラー等心理の専門家を含めた支援が必要な場合もある。そこで、以下に示すような教育委員会（人権教育・児童生徒課）との連携を通して、専門家を交えた「心のケアにおける緊急支援チーム」との協力体制の中で、学校における「心のケア」の在り方を考えることが重要である。

(1) 学校における「心のケア」の目的

- ア 被害児童生徒及び保護者への心理的な支援
 - ・被害児童生徒：急性ストレス反応の解消、PTSDの予防、ストレスマネジメント

- ・保護者 : 子どもとの接し方等の不安の解消、保護者自身のストレスマネジメントなど
- ・他の児童生徒: 急性ストレス反応の解消、ストレスマネジメントなど

イ 二次被害の防止

- ・同様な事故の再発防止（ハイリスクな児童生徒の確認、及びアセスメント及びケアプランの作成など、学校での中長期支援の確認）
- ・日常からの児童生徒理解への意識の向上と実践
- ・児童生徒の行動に現れる心理的な背景への理解を深めたり、その対応を学ぶ研修の実施

ウ 学校の正常化（機能回復）のために必要な教職員への心理的な支援

- ・事故当初の生徒及び保護者への心理的な支援が可能となるための支援
- ・中長期をみこんだ児童生徒、保護者との安定した対応や信頼関係の深まりを築くための支援
- ・教職員が学校の機能回復に向けた意欲を持てるように、教職員自身の心理的安定を図るための支援

全職員による情報の共有化を図る中で、関係機関（専門相談機関、医療機関など）との効果的な連携を推進し、指導部を中心とした組織的な支援を実施していくことが大切である。

（２）事件・事故発生後の主な対応

ア 初期対応（事件・事故発生時から２～３日、そして１週間後）

○教職員の共通理解

- ・全教職員が、事件・事故が起こった際の、子どもや保護者の一般的な反応について共通理解する。
- （児童生徒が通常と異なったストレス反応を起こすことは、健康な証拠であること）

○児童生徒の被害状況及びストレス状況の把握

- ・ストレス反応などは、程度に差はあっても、誰にでも起こりうるものであること、また、必ず元の元気な状態に戻ることを児童生徒などに伝え、安心させることが重要。

・子どもや保護者の反応例

【子ども】

- 多くの子どもが普段より元気に振る舞ってみせる
- （ストレスに対する回復力を持っていることを覚えておく）

【保護者】

- 子どもの状況から「そっとしておきたい」「思い出させたくない」「しばらく

く様子を見たい」という気持ちになりやすい。

自分を責める気持ちを強く感じる傾向がある。

- ・子どもの様子の観察や健康度チェックなどを利用した状況の把握

○子どもや保護者への面接

- ・面接が必要な人のリストアップ。
- ・子どもの面接を行う場合は、保護者に説明と了解を得てから実施し、終了後必ず状況を報告し、対応のアドバイスを行う。
- ・保護者に対するケアが必要な場合は、保護者自身のカウンセリングを勧めるより、「専門家から今後の子どもへの対応に関する助言を得る」ことを勧めることよい。
- ・複数の子どもや保護者のケアを行う場合は、あらかじめ面接の流れや時間を確認しておく。また、面接後は状況に応じて一斉または個別に対応する。
- ・子どもや保護者に今後に関する話をする場合には、選択肢をあげ、自己決定を促すことが大切である。決定が難しい場合は、適切なアドバイスを提供する。
- ・子どもは、保護者や学校に心配をかけたくなかったり、言いにくかったりして、不安や悩みを抱えこんでしまう可能性がある。専門家による対応も考慮する必要がある。第三者による面接後に、多くの子どもから「ほっとした」「すっきりした」などの声が聞かれる。

○専門家を交えた「ケアプラン」の作成

- ・中長期支援も見込んだ「基本的なケアプラン」をたてておく必要がある。

○支援している教職員自身の「心のケア」

- ・管理職が、教職員のメンタルヘルスへの配慮を十分行い、必要な情報提供を行う。
- ・児童生徒を支援すべき教職員へのサポートであるので、できれば専門家「緊急支援チーム」と協力する必要がある。

イ 中長期支援（事件・事故発生時から1ヶ月以降）

○教職員による児童生徒や保護者との定期的な面接等の実施

○専門家（学校に派遣されているカウンセラーなど）との情報共有と今後の支援協議

○カウンセラー等による、急性ストレス反応の収束の確認と外傷後ストレス障害（PTSD）の疑いがある場合の早急な医療機関へのつなぎ

ウ 外傷後ストレス障害 [PTSD]（事件・事故発生から1か月以後）への理解

外傷後ストレス障害[PTSD]とは、事件・事故後1か月以上経過しても、次の症状が認められる場合をいう。

事件・事故を持続的に再体験する症状	<ul style="list-style-type: none"> ○事件・事故のことを思い出すような行動や遊びを繰り返す。 ○事件・事故の夢や怖い夢をみる。 ○突然事件・事故のことを思い出したり、頭に浮かんできて怖さを感じたりする。 ○事件・事故を思い出すようなことがあると緊張したり、ドキドキしたりする。
事件・事故と関連した刺激を回避しようとする	<ul style="list-style-type: none"> ○事件・事故のことを思い出したくない。 ○事件・事故を受けた場所や状況を回避する。
覚醒レベルの亢進した状態	<ul style="list-style-type: none"> ○寝つきにくい。 ○かんしゃくを起こしやすい。 ○集中しにくい。 ○警戒心が強くなる。

○対応のポイント

PTSDには、程度の軽いものから重症まで認められる。心配な場合は精神科医等の専門家と連携して対応する必要があるが、原則的には次の点を守って対応する。

なお、症状は現れたり、一時的に消失したりすることもあり、長期間の持続的な観察とケアが必要となる。

- ・子どもが自ら心配して訴える時には、時間をとって子どもの話を十分に聞く。
- ・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
- ・子どもに何か気になる行動や情緒的反応が認められても、子ども自身が心配をしていなければ、その問題を積極的に取り上げない。
- ・遊びと運動を増やし、家族、学校、地域社会での人間関係を良好にする。

【参考】事件・事故に巻き込まれた人たちの状況

ア 教職員

○校長

緊張や動揺が激しく、平常時には当たり前のようにできなくなっている場合が多い。特に、判断力の低下と健康の自己管理ができなくなる。

○副校長

前面に出てこない場合が多いだけに支援が難しいが、校長と職員の間を取り持つ立場であるために、心労も大きい。

○関係職員

気丈に振る舞わなければならないという意識が非常に高い場合が多い。また、自分に責任があると考えて自分を責める傾向がある。

○その他の職員

情報が不足すると、不安が増大するため、情報を共有し、一丸となって学校の正常化に取り組まなければならない。また、マスコミや関係者との対応窓口の一本化の徹底に努めなければならない。

イ 児童生徒

○被害児童生徒

事件・事故に巻き込まれた場合には、動揺や混乱、フラッシュバック等の恐怖があつて当たり前である。ところが、被害を受けた多くの子どもには、元気に振る舞ってみせる傾向が見られる。保護者や学校関係者は、子どもたちが元気に振る舞う姿に安心してしまい、しばらくそっとしておこうと考える傾向がある。しかし、子どもたちがこのような行動を見せるのは、保護者や学校に心配を掛けたくなかったり、言いにくかったりするため、そのままにしておく不安や悩みを長期間抱えこんでしまいPTSD発症の危険性も出てきてしまうのである。実際に早い段階でカウンセラーと面接をした子どもたちからは、面接後に「ほっとした」「すっきりした」等の声が聞かれるのである。

過去の例を見ると、子どもたちは大人が思う以上にストレスに対する回復力を持っている。子どもの力を信じて、早期対応をすべきである。

○関係児童生徒

被害児童生徒と同様のショックを受けている児童生徒もいるが、ショックの度合いにはかなりの差がある。被害者との人間関係や事件・事故が発生した状況との関係等を十分に確認して、個人に応じた対応をするべきである。

事件や事故の内容によっては、保護者や教職員と同様に、自分に責任があると考えて自分を責める傾向がある。

○その他の生徒

ショックの度合いはまちまちだが、大部分は被害者や関係児童生徒ほどのショックはない。しかし、過去に類似の経験をしたことのある児童生徒がいる場合もあり、十分な観察と配慮が必要である。

ウ 保護者

○被害児童生徒の保護者

教職員以上に「そっとしておきたい」「思い出させたくない」「しばらく様子を見たい」という気持ちになりやすい。

自分を責める気持ちを強く感じ、精神的に不安定になりやすい。

保護者が仕事を休んでまで学校を訪れるときには、家族の思いを一心に背負って対応していることを忘れてはならない。

○関係児童生徒の保護者

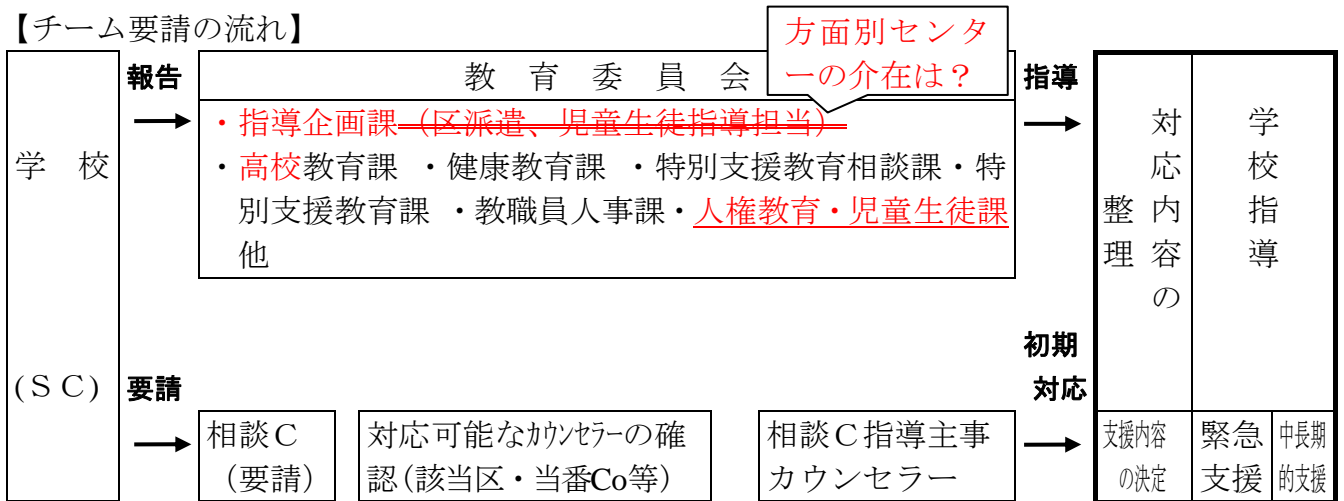
被害児童生徒の保護者と同様に「そっとしておきたい」「思い出させたくない」「早く忘れさせたい」という気持ちになりやすい。正しい情報を提供し、児童生徒の心理的な負担が大きくなるように気をつけたい。

○その他の保護者

十分な情報がないため、流言飛語に発展する可能性がある。必要最小限の情報提供と二次被害の予防に関する協力を呼びかける必要がある。

*フラッシュバックとは、何かのきっかけで、突然本人の意志に関係なく、勝手に記憶が蘇り、パニック的な状況になってしまうことをいう。

(4) 教育委員会における「心のケアに関する緊急支援チーム」との連携について



ア 派遣要請は、原則として学校長から教育総合相談センター（人権教育・児童生徒課）指導主事に申し込む。（671-3384?）

イ カウンセラー等の専門家の派遣体制は、事件・事故の内容や程度（対応レベル）によって、**教育委員会が決定する**。

ウ 市立学校で事件・事故が発生した場合に、「横浜市緊急対策チーム」の枠組みの中で、健康福祉局の医師や医療ソーシャルワーカー等で構成する「心のケア緊急対策チーム」を学校に派遣し、人権教育・児童生徒課派遣スタッフのコーディネートの下に必要な支援を行う仕組みを整備している。（平成19年5月14日付 教総第127号 参照）

- ① 以下の別表の「レベルⅢ強以上の大規模及び中規模事件」が発生した場合
緊急対策チームの招集により、危機管理監の指揮の下で、教育委員会事務局と健康福祉局が連携して必要な支援を行う。
- ② 別表の「レベルⅢ弱以下の小規模事件」が発生した場合
教育委員会事務局は、必要に応じて、健康福祉局に相談を行うなど、連携を図る。

（別表）

事件規模	レベル	事案の例示
大規模	Ⅵ	北オセチア共和国学校テロ
	Ⅴ	大阪池田小事件、えひめ丸事故
中規模	Ⅳ	佐世保市の小6殺害事件、京都宇治小侵入事件、光高校爆発物事件、山口高専生徒殺害事件（共に <u>全国</u> で報道あり）
	Ⅲ強	校内での飛び降り自殺、小学校のプールで水死、修学旅行等における死傷事故（共に <u>目撃多数</u> 、報道あり）
	Ⅲ弱	児童の列に車（死傷者少数、 <u>目撃数名</u> ）、親子心中事件、登下校中の交通死傷事故（共に報道あり）
小規模	Ⅱ	親子心中事件、自宅での自殺、体育中に児童が倒れ搬送先の病院で死亡（共に報道なし～わずか）
小規模以下	Ⅰ	家族旅行中の交通事故で児童死亡、自宅で家族の自殺を児童目撃

* このレベルは、個人の襲撃のレベルを表しているものではなく、学校の運営機能に与えるレベルを示しているものである。

【注】横浜市緊急対策チーム

本市では、大規模地震をはじめとする様々な危機発生時に、全庁的な対応方針をこれまで以上に迅速・的確に決定することができるよう、20種類の危機事案ごとに庁内関係部署による「緊急対策チーム」を設置し、危機発生初動期の市対策本部の体制を強化している。

この中で、学校に不審者が侵入し、児童・生徒等に多大な被害が発生するなどの「教育施設事件」に関する緊急対策チームも設置されており、事件発生時に招集され、初動対応にあたることとなっている。本取組は、この枠組みに位置づけられるものである。

なお、緊急対策チームの概要については、下記URLを参照のこと。

http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/kikikanri/kinkyutaisyo_team/kinkyutaisyo_team_index.html

4 心のケアにあたる際の基本的な姿勢

(1) 子どもの心と体に起こること

子どもが自分や他人の生命に関わるような衝撃的な出来事を体験したり、目撃したりした直後には、心と体にいろいろな反応や症状が出ることもある。

これらは「異常な事態への正常な反応」であり、その多くは一時的なものである。しかし、その出来事が子どもにとって、あまりにつらく、また、適切な対応を受けていないと反応が長引いたり、こじらせてしまったりすることがある。

心と身体におこること（こころだってケガをすることがある）

遊び・勉強

○遊びや勉強、好きだったことをするのに集中できない。

食べる・寝る

○食欲がない。○なかなか眠れない。

からだ

○頭が痛い。○お腹が痛い。○体がしんどい

こわい・不安

○こわがりになる。○寝ているときにうなされる。

○こわい夢を見てとびおきる。

赤ちゃん返り

○一人でいるのをこわがる。○幼い子のように甘える。○一緒に寝たがる。

ぼーっ

○ぼーっとしている。○話をしなくなる。

ピリピリ

○物音にビクつく。○イライラする。○すぐに腹を立てる。

強がり

○まるで何もなかったかのように普通にふるまう。○急にはしゃぎ出す。

悲しみと怒り

○自分を責める。○他人を責める

(2) 子どもへの接し方のポイント

大人（教師や保護者）が子どもにきちんと向かい合うことが「心のケア」の土台となる。

ア 子どもの話をしっかり聞く

子どもは、何度も同じ話を繰り返すこともあるが、話すことで頭の中が整理されるのである。また、話したがない子どもには、無理に聞き出そうとせず、「話したくなったらいつでも聞くから」と伝えることが大切である。

イ 正確な情報を伝える

子どもに、事実をどの程度、どう伝えるべきかの配慮が必要である。しかし、きちんとした説明がないと、うわさ話が広がり、いろいろな想像をさせ、かえって子どもを不安にさせる場合も多い。

ウ 体の症状を訴えている時は、まずは体への手当を

子どもが、「発熱」「体がだるい」などの体の症状を訴えているときは、安易にストレスのせいとせず、体の症状の治療のために病院に連れて行くことも大切である。それは、子どもの苦痛を和らげるとともに、手当をしてもらうことで「守られている」という安心感を子どもに与えることになる。

エ 子どもを一人にしないで、そばにいる

小さい子のように甘え、一人になりたがらないときは、つきはなさないで、できるだけそばにすることが大切である。甘えることで心がいやされるので、たいていは徐々に落ち着いてくる。しばらくは、幼い子のつもりで接してみる必要がある。

オ 子どもを叱らない

子どもは、まるで何事もなかったかのように普通にふるまったり、逆にはしゃぎすぎたりするが、これは、悲しみやショックを小さな心で受け止めることができずに、それを打ち消そうと子どもなりに必死で抵抗している姿だと認識することが大切である。本当は不安でいっぱいであることをわかれば、「悲しいね」と気持ちを代弁してあげることも必要である。言葉が見つからないときは、手を握ったり、背中をさすったりするなど、やさしく接することが子どもの安心につながる。

カ 普段の生活を保つこと

子どもが予期せぬ出来事を体験すると、目に映る世界がそれまでとは違って見えてくる。だからこそ、学校も家庭も可能な限り普段どおりの生活になるように配慮する必要がある。食事、睡眠、勉強、遊びといった、いつもしていることは無理のない範囲で続けて良い。悲しみを中心にしながらも、日常生活を保つことは、子ども自身の回復していく力を低下させないことにつながる。しかし、ショックが強くて日常生活を保つことができないこともあるので、その場合は専門家（カウンセラーや医療機関）に相談する必要がある。

*学校がまるで何事もなかったかのように運営されると、遺族など重い被害を受けた人にと

って、自分とその体験が否定されると映りかねないこともあるので、十分な配慮や説明が必要である。

キ 子どもの健康な力を信頼する

子どもは、大人が守ってあげなければならない存在であるものの、子どもは一方的に助けてもらっただけの弱い存在ではない。確かに今はショックを受け、弱っている状況であっても、他の子どもを慰めたり、時には大人を力づけてくれることもある。子どもの健康な力を信頼することが大切である。

ク 周囲の大人（教職員）が落ち着く

まわりの教職員が落ち着いて子どもに接することで、子どもも落ち着きを取り戻していく。しかし、教職員が落ち着くということは、自分の気持ちをおさえることではなく、大人であっても、涙が出たり感情がこみあげてきたりするときには、「自分は、今こんなふうを感じている」と、子どもにわかる言葉で説明することが大切である。教職員が自分の気持ちをおさえつけていると、子どもはそれを真似することがあると理解しておく必要がある。

第5章 学校開放時における安全管理対策

地域の身近な施設として、学校施設を開放していくために、学校開放時の安全管理対策について、各学校開放運営委員会は、利用調整会議などにおいて利用団体に周知し、協力を求めること。

次の点に留意して、事業を安全に進めること。

1 学校開放運営委員会の取組事項

- (1) 関係者以外の立ち入りが禁止されている場所には入らないよう指導すること。
- (2) 緊急時の連絡体制を整備すること。
例：学校関係者・運営委員会関係者・利用団体責任者・警察署・消防署等
- (3) 定期的に学校開放運営委員会を開催し、学校との情報交換、安全・防犯対策を話し合い、関係者の防犯意識の向上に努めること。
- (4) 校舎内にある音楽室等特別教室・市民図書室の開放にあたっては、昇降口などでの受付、パスカード・名札の着用などにより、不審者の侵入を防止する対策を講じること。

2 利用団体も含めた取組事項

- (1) 施設利用時、関係者以外の者を見かけた場合には、用件を聞き、必要に応じ施設からの退出を求めること。
- (2) 開放時における入口（正門の門扉等）は、開けたままにしないこと。
- (3) 利用団体の代表者は、施設利用上の責任があるため、関係者がルールを守り、安全に施設を利用するよう指導すること。特に、所定以外の場所は利用しないこと。
- (4) 自主管理による施設利用は、利用団体が責任を持って施設を管理・利用することであるので、その責任を自覚し行動すること。特に、照明・施錠の確認は必ず行うこと。
- (5) 学校から鍵を借用する場合は、必ず借用書を学校に提出すること。また、鍵の返却方法や借用期間・鍵の管理者等について学校とよく話し合い、鍵の管理・保管を徹底すること。
- (6) その他、各学校の施設開放時の注意事項を厳守すること。

第6章 保護者、地域、関係機関との連携の強化

1 保護者、地域との連携の強化

(1) 開かれた学校づくりを基盤とした防犯体制の構築

本市では、これまで地域に開かれた学校づくりを目指してきた。

一方で、学校への不審者侵入事件を踏まえ、校門や校舎を閉める、受付を行うなど、学校の安全管理を強化しているところである。

しかし、このことによって、これまでの「開かれた学校づくり」を方向転換するのではない。逆に、授業を地域に開き、地域の教育力を学校教育活動と繋げていくことは、これまで以上に求められているところである。

学校における児童生徒の安全確保のためにも、学校の様々な活動に協力していただける地域住民を積極的に校内に招き、地域と協働した取組を進めることが重要である。

(2) 保護者、地域との関係づくり

ア 日常的な地域との協働、連携

学校の行事に地域の人たちを招待する、地域の行事に教職員が積極的に参加する、といった活動が大切である。

「都合のよいときだけ地域に頼るが、学校（教職員）が地域に積極的に出向いていないのでは」という声を聞くことがある。地域行事に学校管理職だけでなく、教職員も積極的に参加することが望ましい。

イ 地域・保護者との情報交換、意見交換

児童生徒の安全は、学校だけで守れるわけではない。児童生徒にとって学校は生活の一部である。また、学校自体が地域の中にあり、地域での安全なくしては学校の安全もありえない。

学校・家庭・地域がそれぞれ連携して、児童生徒の安全性を高めることが必要である。そのためにも、学校が保護者や地域に働きかけて、児童生徒の安全に関しての意見交換や情報交換を行い、協力体制を築いていくことが大切である。

学校は、学援隊の運営会議はもとより、スクールゾーン対策協議会や、まちとともに歩む学校づくり懇話会等の既存の組織を活用して、学校の防犯や児童生徒の安全について協議する場（学校・地域防犯会議）を設け、理解を得ていくことが必要である。

以上のことは、継続して取組んでいくことが重要である。

ウ 保護者・地域による学校防犯に関わるボランティア活動

多くの学校で、保護者や地域の人たちによる、防犯に関わるボランティア活動が

行われており、児童生徒の安全性の確保に大きな力となっている。

それは、校内パトロールであったり、部活動への参加であったり、登校時の通学路の見守り活動であったり、様々な取組が行われている。こうした取組がさらに広がっていくよう、保護者や地域の人たちに働きかけていくことが重要である。

そうした活動に対する一つの支援策として、学校の安全管理をサポートするボランティア団体に対して支援を行う「よこはま学援隊事業」を実施しているところであり、その活用を図っていただきたい。

2 関係機関（警察、消防等）との連携

（1）警察との連携

学校の安全、児童生徒の安全を実現していくためには、警察との連携を一層密にしていくことが不可欠である。

具体的に、各学校では、学校と所轄の警察署との間で、学校の安全対策や学校をめぐる防犯、警備の面で密接な意思疎通を図るため、協議会を設置したり、定期的に意思疎通の会合を開くなどの取組（学校警察連絡協議会の活用も含めて）を行うことが求められる。

また、協議会という場以外においても、日常的に相談したり、情報交換を行ったりすることも大切である。

そうした場を通じ、

- ① 学校実情に応じてパトロールの依頼
- ② 実践的、効果的な防犯訓練、防犯教室の協力依頼
- ③ 地域内での不審者等の情報や事件の情報の共有化

等を行っていく。

なお、平成19年4月から市内各警察署に一人ずつ「スクールサポーター」が配置されている。これは、警察と学校・地域を結ぶパイプ役として、少年の非行防止や児童生徒の安全確保に関する学校への支援を目的としているものであり、積極的に連携を図られたい。

（2）消防署との連携

消防署には、防災訓練などを通じ従来から協力をお願いしているところであり、また、火事や地震といった災害時のみならず、他の場面においても、救急出場など児童生徒の安全確保の面で深い関わりがある。

さらには、登下校時の通学路巡回警戒など、防犯上の協力も受けているところでもあり、今後とも十分連携を図っていく必要がある。

（3）区役所との連携

地域防犯の問題や、地域と学校とのかかわりという問題は、区役所の地域振興課や学校支援・連携担当の所管とするところである。

学校は地域の中で運営されているものであり、また、地域防犯なくしては学校の防犯も成り立たない。

各学校は、今後さらに区役所との連携を図っていく必要がある。

3 保護者、地域、関係機関との連携協力に関して参考となる事例の紹介

各学校において様々な取組がなされているところであるが、ここでは、その中でも積極的であり、かつ成功している事例を紹介するので、参考としていただきたい。

(1) 保護者（PTA）が、学校の安全管理のサポートをしている事例

○ 保護者が昇降口等の施錠管理を実施

A小学校では、保護者が毎日2人1組で、朝8時00分から13時30分まで登校時の校門での見守り、昇降口など校舎の施錠管理を行っている。

毎日8時00分から8時15分まで、護身用のぼうき、防犯ブザー、「愛のパトロール」名札を着用して、正門と裏門の2箇所には教職員や地域の自治会からのボランティアの方と一緒に立ち、児童の登校を見守っている。

始業5分前に、教職員は授業の準備のため門を離れるが、始業時刻ぎりぎりまで児童の入校を見届け、昇降口の扉の鍵をかける。

その後、休み時間には、昇降口の扉の鍵の開閉を行い、開放時には、正門と裏門に立ち、児童の活動を見守る。

授業時間中は、校内巡視を行い、自分の子どものクラスはもちろん、全学年、全クラスの授業を自由に参観することもできる。

また、給食も児童と一緒に食べる。この費用はPTAが負担している。

帰るときには、パトロール日誌を記入。

各保護者は、1年に1回担当。

(解説)

- 校舎の施錠管理を保護者が担っていることが特色である。
- 保護者からは、子どもの普段の様子が見られてよい（本当の意味で授業参観ができる）という意見がある。
- 保護者が毎日学校にくることで、教職員は保護者の顔をきちんと覚えることができ、良い意味での緊張感がある。
- 児童もよくあいさつするようになった。
- このために仕事を休んでくる人もあり、それだけの価値があるとの意見も出ている。
- 拘束時間が長いことや全員参加については、当初反対意見もあったが、実施してみると概ね好評である。
- 介護、仕事、小さい子どもの育児のために参加しにくい保護者のために、各クラスで、ボランティアを募集し、自分の当番以外でもやれる人を募るという取組も行っている。
- 約400世帯あり、1日に2人が担当することで1年間分となる。

(2) 学校の働きかけで、地域・保護者による校内パトロールが実施された事例

○ 自治会と保護者が協力して校内パトロール

B小学校の校長は、大豆戸小学校での事件を重く捉え、いわゆる「空白の時間」対策として、児童の登校時間を従来から15分ずらして8時15分から8時30分までとし、その時間帯には、教職員が、正門、西門、昇降口2箇所で見守りを行い、他の教員は、教室等で児童を迎えることとした。

そして、PTAに対して協力を要請するとともに、校区の連合自治会の会合に向き、「空白の時間」対策など学校における児童の安全対策を説明するとともに、校内パトロール実施について協力を要請した。

連合自治会でも、校長の要請を受け、連合自治会の定期総会に議案として、事業計画で、地域防犯対策の推進活動の一環として、B小学校不審者侵入対策支援を位置づけ、提案・承認された。

そこで、連合自治会、PTAの協力のもと、毎週月・火・水曜日は保護者（PTAのOBを含む。）が、木・金曜日は自治会・町内会が分担し、1日2回、午前は9時から、午後は13時から、それぞれ約1時間30分、2人1組で校内パトロールを実施することとなった。

校舎内各階、各教室を授業参観しながら巡回し、また、校舎外、学校周辺のパトロールも行う。

連合自治会では、各木曜日と金曜日の分担を各単位自治会ごとに依頼し、協力者を募っている。

保護者については、ボランティアとして、約80名が登録されている。

活動日に、参加者は、市民図書室の部屋を詰所として利用。

終了後、巡回日誌を記入し、校長に引き継いで帰宅。

(解説)

- 校内パトロールを保護者だけでなく、自治会にも声をかけ、月・火・水曜日は保護者とPTAのOBで、木・金曜日は自治会が組織的に対応するという特色ある取組である。
- 校長が教職員を指導するとともに、地域に出かけ連合町内会役員と相談し、地域からの意見も踏まえて、このような枠組みを作成。
- 学校も児童の安全確保に積極的に取り組んでいるという地域からの評価が、地域の協力を得るための大きな要因になったようである。
- 小さな子どもや仕事を持った保護者も多い地域では、すべての保護者が分担するのは難しい。その部分を地域の力でカバーし、協働することによって、地域の子どもは地域で守ろうという意識がより高まることが期待できる事例。

(3) P T A、地域、学校が協力して、警察の協力を得るようになった事例

○ 「警察官巡回校」の看板掲示とパトロールの強化

C区P T A連絡協議会では、市内の学校や地域において児童生徒の安全を脅かす事件が発生しているという情報に触れ、地域の子どもたちの安全は、学校だけでなく地域、とりわけ保護者が中心になって対策を考えていかなければならないと考え、区P T A連絡協議会が中心になって対応策を検討した。

区でも、連合自治会・町内会会長の呼びかけで、区地域振興課と学校支援・連携担当が協力して事務局となり、連合自治会の役員、区内学校長代表、区P T A連絡協議会の役員とで、児童生徒の安全確保についての話し合いの場をもった。

このような取組を背景に、区P T A連絡協議会では、所轄の警察署に出向き、「警察官巡回校」と表示した看板を各学校に掲示し、警察署員による学校周辺へのパトロールの強化を要請した。

はじめは、区P T A連絡協議会の存在そのものを理解してもらうのに時間がかかったが、たびたび警察署を訪れることにより、徐々に理解が深まり、ついに、区内全小・中・特別支援学校長の承諾書を揃えて要請し、警察署の了解を得た。

その結果、C区P T A連絡協議会の費用負担で、「警察官巡回校」のプレート板を製作し、各学校3枚ずつ配布し、区内すべての小学校、中学校、特別支援学校の校門等に掲示されている。

D小学校では、交番の警察官が校長室に立ち寄ったり、E小学校では、郵便受けに「○月○日学校周辺を巡回しましたが、異常ありませんでした」と記載した交番からの連絡票が入っていた。

(解説)

- C区P T A連絡協議会の会長がリーダーシップを発揮し、熱心に、警察署に足を運び、実現した。
- 警察署の協力を新たに得るためには、各地域で、保護者や地域住民の十分な理解を得たうえで協力依頼することが重要である。
- 「警察官巡回校」のプレート板を掲示することで、警察署でも、意識的に学校周辺をパトロールしている。

学校安全チェックリスト

(チェック1実施年月日 年 月 日) (チェック2実施年月日 年 月 日)
 学校名

◎ 施設管理上のポイント		チェック1	チェック2	改善点及び備考
1	通常使用する校門を限定し、必要性の低い門については常時閉鎖・施錠するなどの措置をとっているか			
2	登下校時に使用する校門について、箇所数を限定しているか			
3	学校の状況が校門施錠に適している場合、校門施錠の方向で安全管理を進めているか			
4	校門施錠により管理を進めている場合、校舎玄関・昇降口等についても可能な限りの施錠や「閉めておく」ことの徹底をしているか。			
5	学校の状況が校門施錠に適さない場合、校舎施錠の方向で安全管理を進めているか			
6	校舎施錠により管理を進めている場合、校門についても「閉めておく」ことの徹底をしているか			
7	校門・校舎のいずれも施錠管理が困難な場合、不審者の侵入が想定される場所の巡視など、それを補う管理を行っているか			
8	倉庫や使用頻度の低い特別教室・会議室等の施錠を行っているか			
9	来校者に対して、通用門の位置を案内表示しているか			
10	来校者に対して、通用門等の見えやすい場所に受付場所や通行順路を明示しているか			
11	門扉、囲障、窓、施錠設備、外灯等の日常的な点検や補修を行っているか			
12	死角の原因となる障害物の排除など、敷地内の視認性を確保しているか			

◎ 日常の対応、緊急時への備え		チェック1	チェック2	改善点及び備考
1	校内の安全管理に対する責任体制が整理され、平常時、緊急時それぞれの役割分担が明確になっているか			
2	児童生徒の登校開始前に、校内の安全点検を実施しているか			
3	登校時に、教職員等が通学路、校門や校舎玄関等で安全見守りを行っているか			
4	校門の開錠・開門時刻の児童生徒や保護者に対する明確な周知、登校時間の厳守に関する児童生徒への指導の徹底を行っているか			
5	早朝練習等、定められた登校時刻以前に登校する児童生徒の安全を守るため、校内の見回りや立哨など、必要な措置をとっているか			
6	校門もしくは玄関で、インターホンその他の方法により、来校者の確認を行っているか			
7	来校者の受付場所を設置し、受付簿へ必要事項を記載させるなど、来校者のチェックを行っているか			
8	来校者に名札を着用させるなど、受付を通過した者であるか否かを判別できるようにしているか			
9	受付簿への退校時間の記入や、名札等の確実な回収など、学校に滞在している人の把握が可能となっているか			
10	来校目的が不明、態度が不審な点があるなどの場合の対応方法について教職員間で共通認識ができているか			

11	教職員が来校者へのあいさつや声かけを確実にしているか。特に名札等を着用していない者に対して氏名や来校目的を尋ね、適切な指示をしているか			
12	教職員等による、意図的・組織的な校内巡視を行っているか			
13	休み時間や昼休み、教職員が教室やその周辺で過ごすようにしているか			
14	必要に応じて、教職員等による学校周辺の巡視を行っているか			

15	緊急時校内連絡システムのリモコンについて、常に教職員が携帯するなど、非常時に迅速かつ効果的に使用できるようになっているか			
16	緊急時校内連絡システムについて、定期的に訓練で使用するなど、教職員がその使い方に習熟する方策をとっているか			
17	防犯カメラのモニターについて、意識的に確認しているか			
18	校外学習などの実施にあたり、事前に安全確保や防犯の視点から十分な検討・適切な準備がなされているか			
19	本市が作成・配布したマニュアル等を参考に、自校の実情に応じた独自の防犯（安全）マニュアルを作成しているか			
20	本市マニュアルに掲載のフロー図あるいは学校の実情に応じて作成された対応系統図が職員室等に掲示されているか			
21	本市作成及び文部科学省作成のマニュアルの内容が教職員に周知（配布、回覧等）されているか			
22	危害を加える恐れのある者が侵入した場合に、侵入者を一時的に隔離しておく場所（会議室、相談室等）を想定しているか			
23	緊急時の職員間や関係機関（教委・警察・消防・地域・保護者など）との情報伝達方法・役割分担について、すべての教職員に周知されているか			
24	緊急時、負傷者等の状況を迅速かつ正確に把握する役割分担や連絡体制は整っているか			
25	緊急時、負傷者等に対する応急手当や救急車要請連絡の役割分担は明確になっているか			
26	安全管理・防犯体制について、教職員の打合せや職員会議等を実施し、共通理解を図っているか			
27	防犯や安全管理について、教職員対象の研修を実施しているか			
28	不審者侵入を想定して、教職員を対象とした防犯対応訓練やシミュレーション訓練が実施されているか			

◎ 登下校時の児童生徒の安全確保		チェック1	チェック2	改善点及び備考
1	実際に歩いて安全な通学路を設定し、定期的に点検を実施しているか			
2	通学路の事件に備えて、教職員間での役割分担を整え、シミュレーション訓練等が実施されているか			
3	人通りが少ない場所など危険箇所の把握や緊急事態発生時の対応など、警察、学校、保護者、地域住民の間で情報交換を行っているか			
4	教職員、保護者、地域住民等による通学路の見守りや巡視が行われているか			
5	「子ども110番の家」等の増設について関係各方面に働きかけたり、日ごろから該当の家を訪問するなどして情報交換を行っているか			

◎ 児童生徒への指導に関して		チェック1	チェック2	改善点及び備考
1	防犯教育・安全教育が児童生徒の実態に応じて教育課程に位置付けられ、計画的に実施されているか			
2	教材や授業方法について、これまでの経験や他校での取組などを参考にわかりやすい授業実践に努めているか			
3	不審者侵入等を想定した児童生徒の避難・誘導訓練を実施しているか			
4	通学路等で人通りの少ない所などについて、児童生徒及び保護者に周知するとともに、地域での防犯情報なども提供しているか			
5	児童生徒に「子ども110番の家」等の近隣の避難可能な場所について周知してあるか			
6	登下校はできるだけ複数で、人通りの多い所を通行するよう指導しているか			
7	児童生徒が登下校時等に万が一の事態に遭遇した際には「大声を出す」「すぐ逃げる」「大人に知らせる」等の対処方法について指導しているか			
8	校外での学習に際して、児童生徒に事前の安全指導を十分に行い、児童生徒の防犯意識を高めて実施しているか			
9	学校内外を問わず、万が一の事態に遭遇した際の避難や連絡方法について、保護者と協力して十分に指導しているか			
10	校内で不審者に遭遇したら遠ざかる方向に逃げ、教職員等に急いで連絡するよう指導しているか			

◎ 学校開放事業、はまっ子ふれあいスクール、併設施設との関係		チェック1	チェック2	改善点及び備考
1	学校開放運営委員会、はまっ子ふれあいスクール、コミュニティ・ハウス、保育園等の職員や管理指導員等に対し、学校側の安全管理方法や執行体制等を説明しているか			
2	学校開放事業や併設施設等の安全管理・防犯対策を確認しているか			
3	学校開放運営委員会、はまっ子ふれあいスクール、コミュニティ・ハウス、保育園等に対し、緊急時の連絡体制や役割分担、平常時の訓練等、防犯体制の整備を依頼しているか			
4	近隣で発生した事件・事故や不審者情報等について、学校開放運営委員会や併設施設等との間で情報交換しているか			
5	学校開放時に開放部分と非開放部分を明確に区分し、非開放部分には侵入を防止する手立てを講じているか			
6	学校開放の自主管理に伴う利用団体への鍵の貸し出しは、適正に行われているか（貸出簿、借用書、保管状態の確認、定期的な鍵の回収）			
7	学校施設開放の注意事項は守られているか（注意事項は、施設状況や開放状況に応じ、学校と学校開放運営委員会が協議し定めること）			

◎ 保護者、地域、関係機関との連携の強化		チェック1	チェック2	改善点及び備考
1	保護者、地域との間で、学校の防犯や児童生徒の安全について協議する場（学校・地域防犯会議）を設けているか			
2	保護者や地域に対して、児童生徒の安全確保に関し、協力依頼を行っているか			
3	日常的に、警察、消防、区役所、隣接する学校・幼稚園・保育園等と、防犯に関する情報交換が行われているか			
4	不審者に関する情報があった際、警察や隣接する学校等関係機関と連携し、情報収集や巡視等について協力しあう体制ができているか			
5	不審者に関する情報があった際、保護者や地域と連携して対応する体制ができているか			

参考とした資料等

文部科学省 「学校の危機管理マニュアル」

文部科学省 「学校安全のための方策の再点検等について
－安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクト
チーム第一次報告－」

文部科学省 「登下校における幼児児童生徒の安全確保について」

神奈川県教育委員会 「学校の安全管理マニュアル作成のための手引き」

大阪教育大学附属池田小学校 「学校安全の手引き」

東京都渋谷区教育委員会 「安全対策ハンドブック」

田中 庸恵 「学校や地域の実態を踏まえたマニュアルの作成をどう進めるか」
（「教職員研修」2004. 5）